

景観まちづくり説明会の開催のお知らせ

～景観形成重点地区と重要文化的景観とは～

市が指定、選定をめざす「景観形成重点地区」と「重要文化的景観」とは。制度の趣旨と指定されるとうなるのかについて、住民の皆さんに知ってもらい、ご意見をいただくための説明会を開催します。年始の忙しい時期ではありますが、ぜひご参加ください。

○日時 平成26年1月18日(土)

午後7時30分～

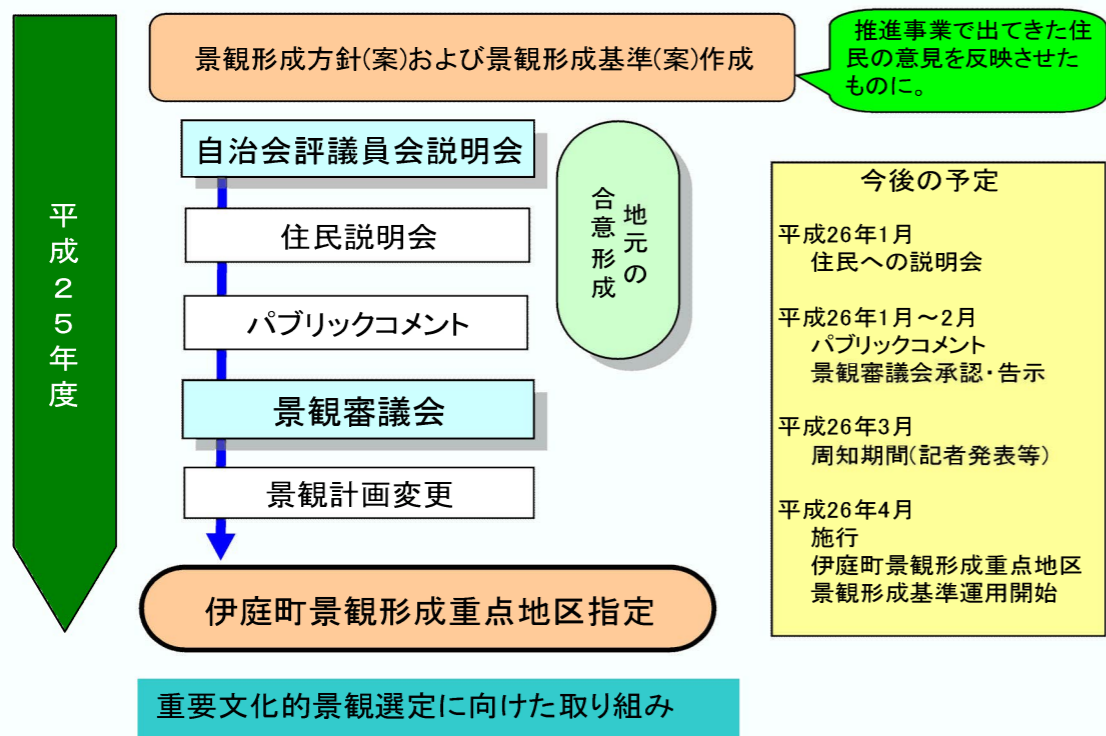
○場所 伊庭町謹節館

○内容 ・景観形成重点地区について
・重要文化的景観の選定にむけて



景観形成重点地区指定までの流れ

伊庭町の景観形成重点地区指定のロードマップです。住民の皆さんとともに指定をめざしていきたくと考えています。



かげすずし

かげすずし：夏の季語。水と光と風が満ちた東近江市の風景のドラマ性を感じさせます。



歴史と水の恵みを未来へ・・・

東近江市では、景観を市民共有の財産として次代へ引き継いでいくとともに、風景を生かしたまちづくりを進めるために、景観法に基づく風景づくり条例や景観計画を施行し、本市らしい風景づくりに取り組んでいます。

広い市域と多様な景観を有する本市の中でも、伊庭町の集落景観は「近江水の宝」にも選定されており、市では人々の生活や生業により形成された文化的景観として重点的に保全・継承し、まちづくりの地域資源として活用していきたいと考えています。

市では、歴史と水の恵みを受けた魅力ある伊庭の風景を伊庭のみなさんとともに未来へ引き継いでいくために、伊庭町の湖辺(みずべ)集落を景観法による「景観形成重点地区」の指定および文化財保護法による「重要文化的景観」の選定をめざしています。

今回は、めざすべき伊庭の将来像とそれに向けての景観づくりのルール案、景観形成重点地区と重要文化的景観の仕組みと関係についてご説明します。



伊庭のめざす風景像 ～景観形成の目標と方針(案)～

これまで開催してきた景観まちづくりワークショップや風景づくりサロンで伊庭の皆さんに考えていただいた「伊庭の風景像」をもとに景観形成の目標と方針の案をまとめました。

景観形成の目標

景観形成の目標は、伊庭のめざすべき将来の風景像です。ワークショップでの皆さんの意見を反映して設定しました。
※ワークショップの結果は「かげすずし」のNO.2に掲載しております。

暮らしと心がうつる 水郷 伊庭

景観形成の方針

景観形成の方針は、目標とする風景像の実現をめざし、現在の伊庭のすばらしい風景を守り、さらに魅力的なものにしていくための基本方針です。

- ① 水と人々の営みが密接に関わってきた特徴的な文化的景観を保全・継承する。
- ② 景観を構成する重要な要素である水路系統、歴史的建造物を保全する。特に、石垣水路の保全を図るとともに、生業や生活様式の変化を踏まえた活用を図る
- ③ 持続可能な営農活動により農地を保全する。
- ④ 建築物、工作物及び屋外広告物については、集落景観や周辺の田園風景と調和した景観形成を図る。



景観形成重点地区と重要文化的景観について

「景観形成重点地区」の位置づけ

景観計画では、本市の広がりのある風景を一体的に保全するため、市内全域を景観区域としています。そのうえで、地形や土地利用の特徴により、鈴鹿山系、田園、市街地の3つのゾーンに区分し、景観形成の基準を定めています。

さらに、景観の骨格を成す重要な地域を景観形成重点地域として指定しています。琵琶湖・伊庭内湖や朝鮮人街道沿道、鈴鹿山系国道421号沿道などです。

そして、本市固有の優れた景観を有する一団の土地を景観形成重点地区として指定することとしています。今のところ指定地区はありませんが、市は住民の皆さんの合意を得たうえで、伊庭町を地区第1号に指定し、そして、重要文化的景観との両方の指定をもって、伊庭の魅力的な景観を保全・継承していきたいと考えています。

「重要文化的景観」とは？

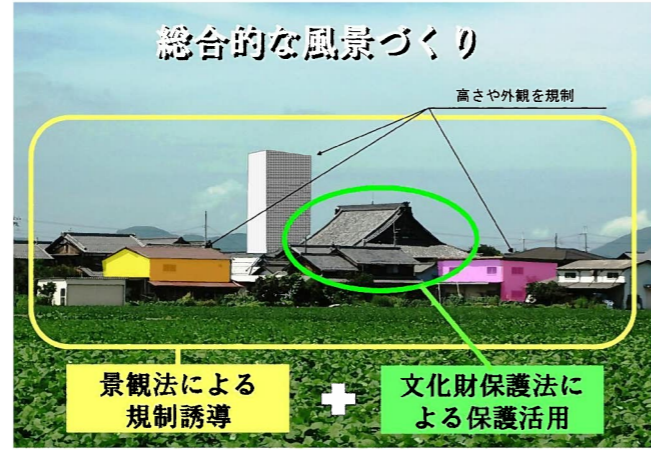
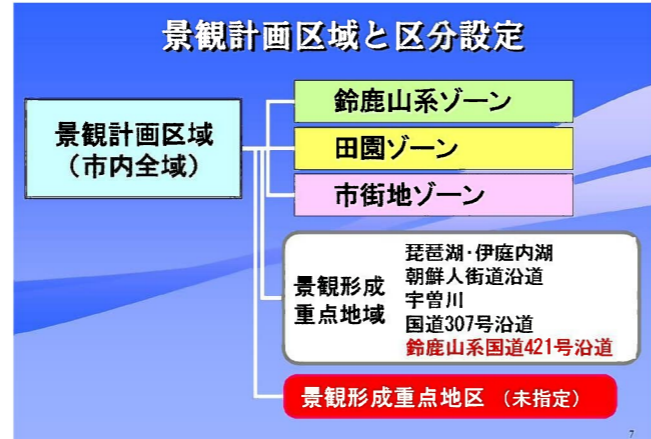
風土に根ざして営まれてきた人の生活や生業の在り方を表す景観地を文化的景観といいます。つまり、文化的景観は、わたしたちが自然と共生する中で育んできた原風景ともいえます。

文化財というと、仏像や絵画、あるいは神社仏閣などの古い建造物というイメージがありますが、平成16年から景観や風景も文化財として保存・活用される対象となりました。

そして、文化的景観の中でも特に重要なものについては、文化庁が重要文化的景観に選定することができます。

選定されると、現状を変更する行為などには一定の制限がかかりますが、保存・修繕などのための経費の助成を受けることもできます。

重要文化的景観には、県内では近江八幡市の水郷風景、高島市の海津・西浜・知内地区や、針江・霜降地区の水辺景観、また、米原市の東草野地区が最近では選定されています。



伊庭の風景を守るルールづくり

～景観形成基準(案)の概要について～

優れた景観を守るためには、その対象の物件だけでなく、その背景や周辺の景観を併せて守る必要があります。そのため、住民の皆さんに守っていただきたいルール、「景観形成基準」の案を作成しました。

家づくりの景観ルール(案)

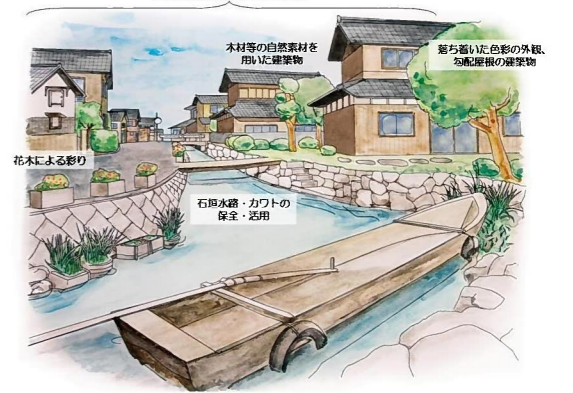
■高さについて
伊庭集落では、2階建てがほとんどを占めており、統一感のある風景を望むことができます。その風景を保全するために、極端に高い建物が建たないように建物の高さは1.3m以下とします。

■屋根の形について
集落では切妻屋根や入母屋屋根といった2方向以上の勾配屋根の建物が多く見られ、家並みは落ち着きを持ち水路の石垣と調和し、美しい景観を形作っています。このようなまとまりのある集落の風景を守るため、主屋は2方向以上の勾配屋根とします。

■色彩について
色彩は見る人に大きな印象を与えます。伊庭のまち並みは落ち着いた色合いの建物が多く、色の鮮やかな建物が建ってしまうと、その建物は周囲から浮いてしまい全体の景観も損ねてしまいます。そのため、屋根や外壁には落ち着いた色を使っています。

■石垣について
伊庭のまち並み風景の特徴は、なんとといっても集落を縦走る水路とその石垣です。現存する石垣をできるかぎり保存し、また、新たに水路沿いに擁壁をされる際は石積みによる施工をお願いします。(努力義務)

景観形成のイメージ



家づくりの景観ルール(案) 規模

■規模
①高さ1.3m以下とすること。
ただし、公益上等、止むを得ずこれらの規模を超えるもので、景観審議会にて承認を得たものはこの限りでない。

【基準のわらい】
★伊庭集落では、2階建てを主体とした低層住宅が建ち並び統一感のある景観が形成されています。そのため、建物の高さに極端な差が生じて、現在の統一感のある景観を妨げることがないよう、高さについて配慮を求めます。
★住宅の建替えや新築に当たっては、2階建て又は平屋を推奨しています。

家づくりの景観ルール(案) 形態

■形態
②主屋は2方向以上の勾配屋根とし、適度な軒の出を有すること。

【基準のわらい】
★切妻屋根や入母屋屋根の住宅が多い伊庭集落において、極度に違和感のある屋根の形態は避けて、周辺の家並みとの調和を求めます。
★ただし、小規模な倉庫、車庫等の付属屋に対して、2方向以上の勾配屋根の設置を求めているものではありません。

■2方向以上の勾配屋根とは
●伊庭集落で多く見られる切妻屋根、入母屋屋根又は寄棟屋根等が該当
●適度な軒の出は、既存民家と同程度を推奨
※屋根の軒や庇(ひさし)の出は、単なるデザインではなく、環境にやさしい建築技術としても再評価されています。

家づくりの景観ルール(案) 色彩

■色彩
①けはばいしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。
②外壁及び屋根の基調色については、彩度(鮮やかさ)の上限値と明度(明るさ)の下限値を設定 ※次のスライドで解説

【基準のわらい】
★彩度の高い(鮮やかな)色は、周辺の景観に違和感を与え、浮き出す恐れがあります。そのため、屋根及び外壁に使用する色彩については、彩度を抑えるなど、自然の色彩になじむよう配慮を求めます。
★日本瓦や漆喰、ベンガラ等の自然素材については、基準は適用されません。

■落ち着いた色彩とは
●彩度を抑えた色が該当
●むらさきやピンクのような、けはばいしい印象を与える色の使用は避ける
●屋根の基調色は、低彩度で、低明度の色彩の使用を推奨

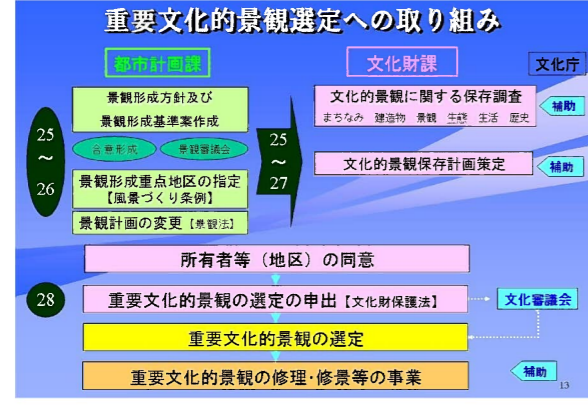
■基調色とは
●屋根・外壁の大きな面積を占める色(建物の一面に占める面積5%以上)

皆さんがお住まいの地域は、文化的に高い価値を持つ地域であるとともに、住宅地としての暮らしの場でもあります。景観ルールは、皆さんにとって「負担とならないルール」であることを基本に案を作成しています。

家づくりの景観ルール(案) 擁壁

■擁壁
①現存する石積みの保全に努めること。
また、石積みが損壊した場合は、伝統的な様式、材料等を継承し、復旧に努めること。
②できるだけ石材等の自然素材を用いるなど、地域的な景観の創造に努めること。

【基準のわらい】
★伊庭集落では、集落内を縦横に走る石垣の水路が周辺の田園へつながり、かつて生活用水や田舎による交通路として利用されてきました。
★水路の石垣は、景観構成要素として欠くことができないものであるため、その維持保全を求めています。また、災害等で石垣が損壊した場合であっても、伝統工法による復旧を推奨するものです。



重要文化的景観の選定を受けると・・・

- ・良好な景観(住環境)の保存
- ・景観の次世代への継承
- ・景観保護意識の高揚
- ・観光や学習資産としての活用
⇒地域資産の顕在化
→まちづくりの核 →ブランド化
→暮らしづくり等を学習教材として利用できる
- ・景観保存(修理・修景)や啓発・活用に対する国庫補助の支援

